



官 企 4 - 3
官 税 1 - 1
令和 3 年 1 月 27 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁長官官房企画課長 永田 寛幸
国税庁長官官房総務課税理士監理室長 原田 憲

QR コード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な 取得について（協力依頼）

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、令和 4 年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QR コード付き交付申請書（以下「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

当該交付申請書の右下にある QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、交付申請がオンラインで簡単にできるものとなっております（別添参照）。

マイナンバーカードは、本年 3 月末までに申請していただければ、マイナポイント（上限 5,000 円）の取得にも間に合います。また、本年 3 月からは健康保険証としての利用も始まることで、ますます便利なカードになり、さらに、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。

貴会におかれましては、既に貴会・各税理士会及び各支部の職員、並びに税理士の皆様をはじめ税理士事務所で従事している皆様に対して、マイナンバーカードの積極的な取得について呼び掛けを行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、あわせて呼び掛けを行っていただきますようお願いいたします。なお、呼び掛けの際には下記ホームページ・動画についてもご活用下さい。

記

- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・ 地方公共団体情報システム機構からの送付物について
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>
- ・ マイナンバーカード説明動画（「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」）
<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>